

【様式 00 号 令和 8 年 10 月 1 日】

指定居宅介護支援

重要事項説明書

1 事業者・事業所及び第三者評価の有無

項目	内容
法人名	合同会社 地域福祉研究社
代表者	代表社員 松下 亨
事業者所在地 及び 電話番号	〒185-0023 東京都国分寺市西元町2-9-17 櫻庭ビル2階 042-312-4163
事業所名	地域福祉研究社 指定居宅介護支援事業所
事業所所在地 及び 電話番号	同上
第三者評価	未実施・予定なし。

2 事業の目的

介護保険法その他関係法令に基づき、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、公正中立な立場で介護相談・介護計画を作成することを目的とします。

3 運営方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重します。
- (2) 利用者の心身の状況及び生活環境に応じた適切な居宅サービス計画を作成します。
- (3) 特定のサービス事業者に偏ることなく、公正中立に支援します。
- (4) 関係機関との連携を図り、総合的な支援を行います。

4 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日
休業日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日、特に事業者の定め
た日
営業時間 午前9時00分から午後5時30分まで

5 通常の事業実施地域

国分寺市、府中市及び国立市

6 職員体制

管理者及び介護支援専門員その他必要な職員を配置し、介護保険法その他関係法令に定める人員基準を満たした体制で事業を実施します。

	人数	役割
管理者(主任介護支援専門員)	1名	管理業務
介護支援専門員(管理者兼務)	2名以上	居宅サービス計画書作成等

7 サービスの内容と提供方法

介護支援専門員は、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング、要介護認定申請等の援助、入退院時の連携等を行います。具体的には、下記の方法で提供いたします。

(1) 身分証携帯

常に身分証を携帯し、初回訪問時以降、毎月1回の訪問時等で利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも提示します。

(2) 要介護認定の確認及び申請代行

利用者の要介護認定の確認及び要介護認定等の申請代行を行います。介護保険被保険者証を確認し、更新申請は有効期間終了の原則60日前に必要な支援を行います。また、状態の変化に伴う区分変更の申請が必要な場合は円滑に行えるよう支援します。

(3) 居宅サービス計画の作成

イ、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報収集をし、解決すべき課題を把握します。

ロ、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を、利用者又はその家族に対して提供します。

ハ、利用者及び家族の意思を尊重し、利用者の心身状況、そのおかれている環境等に応じて、医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な居宅サービス計画を作成します。

ニ、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(4) 医療と介護の連携について

イ、医療系サービスの利用を希望される場合、利用者・家族の同意を得て、主治の医師等本人に関わる医療機関の意見を求め、居宅サービス計画書を交付します。

ロ、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に、必要な情報伝達を行います。

ハ、入院された時は、退院等必要な支援のため病院に情報提供します。そのため、担当介護支援専門員の氏名等を入院された病院に伝えてください。

(5) 居宅サービス提供がある場合、少なくとも月に1回は自宅に訪問し、居宅サービス計画についてモニタリングを行います。

8 サービスの利用と終了について

(1) サービスの利用開始

当事業所職員が伺い、原則、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

なお、サービスの提供ができない場合については以下の通りです。

- ・事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合。
- ・利用申込者の居住地が事業所の通常の事業実施地域外である場合。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約可能です。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業者を紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合。この場合は地域包括支援センターと相談します。
- ・利用者が被保険者資格を喪失した場合

④ 長期間居宅サービスの利用がない場合

入院、施設入所その他の事情により、居宅サービスの利用が3ヶ月以上継続していない場合、当事業所は、利用者または家族等に今後のサービス利用の見込みについて確認します。

その結果、今後も一定期間にわたり居宅サービスを利用する具体的な見込みがない場合には、利用者または家族等と協議のうえ、本契約を終了する場合があります。

なお、入院等により一時的にサービスの利用を中止している場合であっても、退院後

の在宅生活への復帰等に伴い、居宅サービス利用の再開が見込まれる場合には、契約を継続することがあります。

契約終了後に再び居宅サービスの利用を希望される場合は、当事業所の受入状況等を踏まえ、改めて利用申込み及び契約を行っていただきます。

⑤その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、二重契約やハラスメントなど本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9 利用料

指定居宅介護支援は、原則、介護保険から全額給付されるため、利用者の自己負担はありません(2026年10月1日現在)。また、当事業所が取得している加算等については「別紙」をご参照ください。

なお、介護保険給付の対象外となるサービスを提供する場合は、事前に内容及び費用について説明し、利用者又はその代理人の同意を得ます。

10 交通費

事業所から自転車で片道30程度であれば交通費はかかりません。ただし、それを超える場合、公共交通機関利用料、駐車場代、ガソリン代等を実費請求させていただくことがあります。

11 利用者の権利

利用者は、指定居宅介護支援の利用に当たり、次の権利があります。

- (1) 当該地で時宜において適切な、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めること。
- (2) 居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者の選定理由についてサービス担当者会議で説明を求めること。
- (3) 居宅サービス計画の内容について説明を受け、同意又は変更を求めること。
- (4) 指定居宅介護支援に関する適切な相談及び苦情を申し出ること。

12 個人情報の取扱い

事業所は、指定居宅介護支援の提供に必要な範囲で利用者及びその家族の個人情報を使用します。

個人情報の利用及び第三者への提供については、別途「個人情報使用同意書」により同意をいただきます。

13 苦情相談窓口

(1) 指定居宅介護支援に関する相談及び苦情は、次の窓口で受け付けます。

【事業所】

地域福祉研究社 指定居宅介護支援事業所

電話番号 042-312-4163

受付時間 営業日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

担当:管理者:松本 由満

(2) 市の相談窓口へ相談することもできます。

【国分寺市福祉部高齢福祉課】

所在地:東京都国分寺市泉町 2-2-18 電話番号:042-325-0111(代表)

【国立市健康福祉部 高齢者支援課】

所在地:東京都国立市富士見台 2-47-1 電話番号:042-576-2111(代表)

【府中市福祉保健部 介護保険課】

所在地:東京都府中市宮西町 2-24 電話番号:042-364-4111(代表)

(3) 東京都国民健康保険団体連合会へ相談することもできます。

【東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課】

電話番号:03-6238-0177

14 事故発生時の対応

サービス提供に伴い事故が発生した場合は、利用者の家族その他必要な関係者へ速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

15 事業所の取組み

事業所は、利用者の尊厳を守るための「虐待防止指針」の策定、感染症予防及び業務継続(BCP)に必要な措置を講じます。

重要事項説明の確認

私は、本書面にに基づき、指定居宅介護支援の内容及び重要事項について説明を受け、その内容を理解しました。

令和 年 月 日

【事業者】

事業所名 地域福祉研究社 指定居宅介護支援事業所

説明者 印

【利用者】

氏名

【代理人】

(注) 代理人は、利用者とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約上の法的な義務を負うものではありません。

氏名

続柄